

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第407号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 24 日

静岡市長 難 波 喬 司

記

区域 1

1 形質変更時要届出区域

静岡市葵区宮前町101番 1 及び102番 1 のそれぞれの一部（別図のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

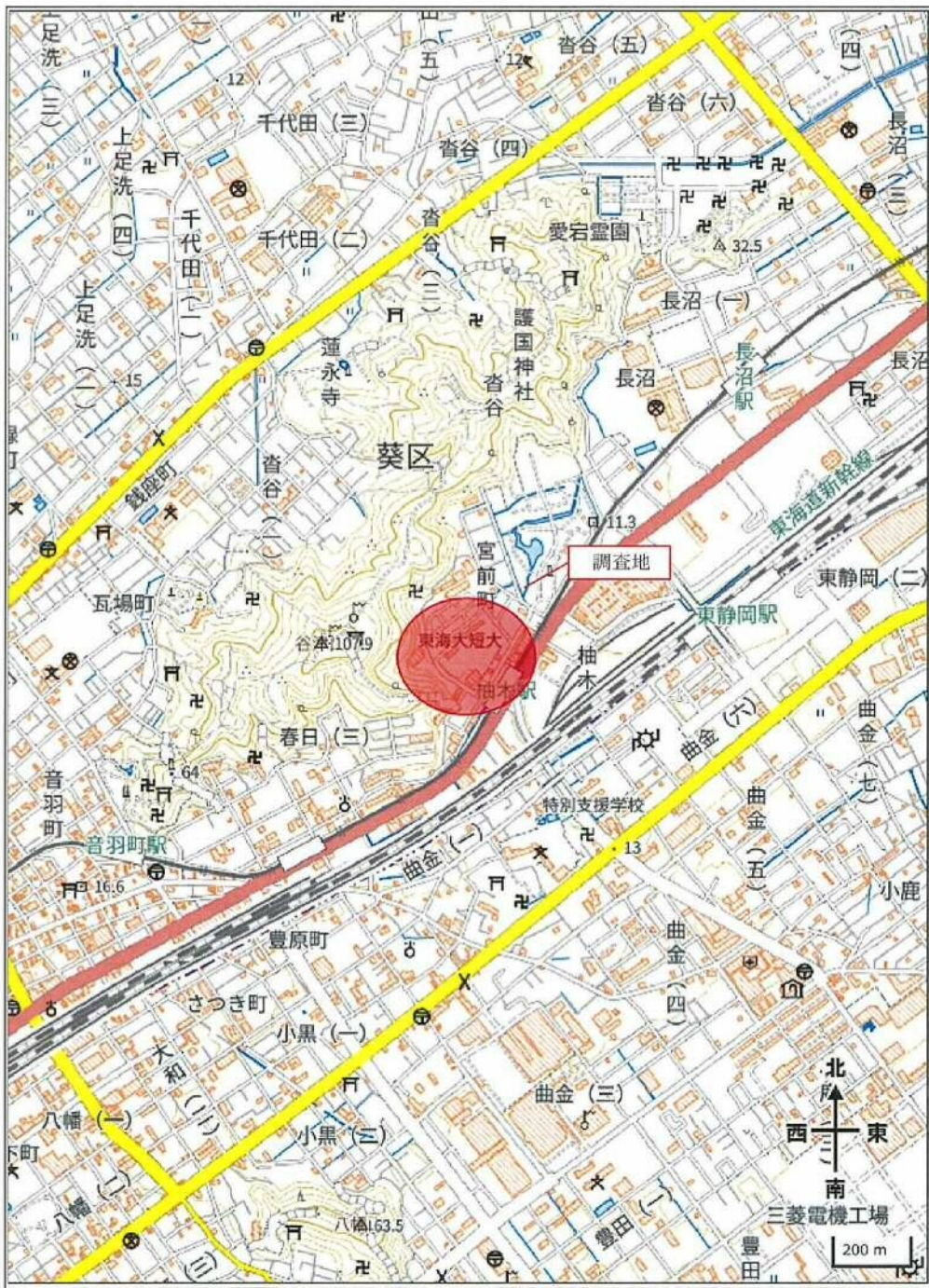
区域 2

1 形質変更時要届出区域

静岡市葵区宮前町101番 1 及び102番 1 のそれぞれの一部（別図のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していない
特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図 (周辺地図)



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/vector>) をもとに環境科学研究所作成

● : 調査地

静岡市葵区宮前町101番1及び102番1のそれぞれの一部

(平面図)

